

## 岡山市・富川市友好交流記念モニュメント製作業務委託に係る 企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定を準用し、次のとおり公示します。

令和6年5月14日

岡山市国際交流協議会  
会長 松田 久

### 1 目的

岡山市・富川市友好交流記念モニュメント製作業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

### 2 業務の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 委託名   | 岡山市・富川市友好交流記念モニュメント製作業務委託  |
| (2) 業務内容  | 別添仕様書(案)を参照のこと   |
| (3) 委託期間  | 契約日から令和6年11月29日(金)まで   |
| (4) 概算予算額 | 総額 4,140,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内   |
| (5) 支払条件  | 完了後払い  |
| (6) 契約保証  | 契約保証金(契約金額の10/100以上の額)<br>本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、<br>③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。 |

### 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下、「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書(様式1号)の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格名簿」という。)に登載され、「役務」部門の業種「製作等」、業種細区分「文化財製作等」があること。登録されていない場合は、参加申請書の提出時に、別紙1のとおり有資格者名簿の登載に必要な書類と同等の書類(以下、「名簿登載書類」という。)を提出すること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づき、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

#### 4 日程及び期限

内 容	日 程・期 限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和6年6月4日（火）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和6年5月21日（火）正午まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和6年5月27日（月）午後3時頃掲載
企画提案書及び名簿登載書類の提出	令和6年5月14日（火）～令和6年6月4日（火） 午後5時必着
ヒアリングの実施	令和6年6月7日（金）頃の指定する日時（予定）
審査結果の通知	令和6年6月10日（月）（予定）

※企画提案書の提出期限後（時間厳守）はいかなる理由があっても企画提案書及び名簿登載書類の受付はいたしません。

ただし、提出期限内であれば、名簿登載書類については、提出した書類の補正は可とします。

#### 5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和6年度）からダウンロードすること。

ホームページアドレス

(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-16-0-0-0-0.html>)

#### 6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の詳細等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

##### （1）受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山市・富川市友好交流記念モニュメント製作業務委託」として、質問書（様式2号）を岡山市国際課内岡山市国際交流協議会へ提出すること。送信後、電話（岡山市国際交流協議会（国際課直通） 086-803-1112 担当：和田）により、着信の確認を行うこと。なお、電子メール以外の方法では受け付けません。

●（提出先）電子メール：kokusaika@city.okayama.lg.jp

##### （2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和6年度）へ掲載します。

#### 7 企画提案書等の提出

##### （1）提出方法

岡山市国際交流協議会宛に、「岡山市・富川市友好交流記念モニュメント製作業務委託提案書 在中」と朱書きの上、一般書留もしくは簡易書留による郵送又は持参してください。

##### （2）提出書類

- ① 企画競争参加申請書（様式1号）
- ② 企画提案書（様式は自由）

用紙は原則としてA4版仕様とし、縦置き・横書き・左綴じ・両面印刷で頁番号を付して作成してください。ただし表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとします。以下に掲げる項目に関して文章、図表等で提案してください。

●製作コンセプト

本業務遂行にあたって、両市の友好交流を記念したモニュメントを製作するものであることを理解し、韓国・富川市への愛着の醸成、また、来園者に両市の友好の絆の印象付けに繋がるような製作コンセプトを示すこと。

●モニュメントのデザイン案

次の点の考え方が明確に分かるように、具体的にイメージできるデザイン案2案を文章及び簡易なイメージパースで提案すること。

提案内容に基づき、契約後は、別添仕様書（案）5. 業務内容（1）のとおり、改めてデザイン案について協議の上、合意を図ることとする。

※デザインに次の訴求力があること。

- ・来園者が両市の友好交流を感じることができるとようなデザインであること。
- ・話題性のある、また、幅広い世代に親しまれるデザインとすること。

※モニュメント等の外形寸法（台座等を製作する場合は、台座を含む）及び形状は、特に基準は設けないが、設置予定場所のスペース内（概ね2メートル四方以内）において、周囲の景観等と調和のとれたデザインとすること。

③ 業務の実施体制（様式は自由）

業務実施に必要な経験を有する人材を確保し、実施体制図及び業務スケジュールを作成すること。また、本業務の業務責任者及び業務従事者について氏名、所属、役職、職務経歴、担当業務を記載すること。

④ 経費の見積書（様式は自由）

これら全ての業務にかかる経費について、詳細な項目、金額等を全て見積もること。また、記載金額は、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、合計金額を明記してください。また、見積内容については、人件費、諸経費等の積算の内訳が分かるように記載すること。

⑤ モニュメント等製作業務実績書（様式は自由）

過去に請負った同種及び類似の業務に実績について記載すること。また、その際に製作した製作物の画像も併せて提出すること。

(3) 提出部数

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの7部（副本）

提出するすべての書類において、社名や代表者名がわかるような表記はしないでください。※企画競争参加申請書（様式1号）は正本1部のみで可。

(4) 注意事項

ア 連絡先（電話番号、電子メールアドレス、担当者等）を記入してください。

イ 提出する提案書は、提案者ごとに1案とします。

ウ 仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。

エ 提出期限までに提出されなかった提案書等は、いかなる理由でも特定されません。

オ 提案書等の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

カ 企画競争参加申請書の提出後の辞退については、参加辞退届（様式3号）を令和6年6月4日（火）午後5時までに岡山市国際課内岡山市国際交流協議会へ持参により提出すること。提出期日以降の参加辞退届は受け付けない。

## 8 特定方法等

### (1) 審査体制

提案のあった企画提案書等については、審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

### (2) 審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより審査項目について審査を行います。
- ②委員会は、評価基準をもとに 100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

### (3) ヒアリングの実施

提案者が1社の場合でもヒアリングを実施します。  
発表時間は1事業者につき15分程度とし、その後、委員から質問があります。  
なお、ヒアリングへの出席は1事業者2名以内とし、ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書及び積算表に限ります。  
詳細な日時、場所については後日お知らせします。

### (4) 評価基準

別紙「岡山市・富川市友好交流記念モニュメント製作業務委託企画提案評価基準」のとおり

### (5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に岡山市国際交流協議会と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他岡山市国際交流協議会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

### (6) 審査結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

## 9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容及びヒアリング内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

## 10 留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。

- (3) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とし失格とするとともに提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (4) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む権利、競争上の地位、その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (5) 当企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (6) 当企画競争で使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (7) その他、当企画競争の実施及び契約の締結については、本要領で定めるもののほか、「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」及び「岡山市契約規則」に定めるところによります。

**【提出先・お問い合わせ先】**

岡山市国際交流協議会（岡山市国際課内）

担当：和田

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1112

電子メール：kokusaika@city.okayama.lg.jp